

## 1. 目的

会員の疫学に関わる知識および技量について評価し、その能力を認定することにより、会員の自己研鑽と質的向上を目指すとともに、疫学研究を遂行あるいは支援できる疫学専門家を養成し、社会に貢献することを目的とする。

## 2. 呼称

二階建て構造とし、一階部分（下記①）および二階部分（下記②）をそれぞれ以下の様に呼称する。

①日本疫学会認定 疫学専門家

②日本疫学会認定 疫学指導者

## 3. 要件

### 3-1. 疫学専門家の要件

以下の項目②～⑤により算定された申請前5年間のポイント制にする。認定委員会が、提出された書類の審査と面接により認定する。5年毎に更新。

①申請時点で5年以上の会員歴

②日本疫学会学術総会、疫学セミナー、サマーセミナー、その他日本疫学会が認定したセミナーや研修会・講習会への参加

③日本疫学会学術総会および世界疫学会学術総会での演題発表

④Journal of Epidemiology およびその他の学術雑誌への疫学研究の原著論文の刊行

⑤海外の公衆衛生学部あるいは国立保健医療科学院での公衆衛生修士（MPH）あるいは疫学修士取得、または国内の社会医学系あるいは臨床医学系の大学院で疫学研究を学位論文とした博士取得

### 3-2. 疫学指導者の要件

認定委員会が、以下の項目について提出された書類の審査と面接により認定する。5年毎に更新。

①疫学専門家の認定を受けている事

②代議員あるいは評議員を連続2期以上勤めた実績

③筆頭著者あるいは指導著者・通信著者として Journal of Epidemiology を含む学術雑誌への疫学研究の英文原著論文10篇以上の刊行

④申請前5年間に研究代表者として疫学研究に関わる研究費の獲得

⑤申請前5年間に疫学関連の講義を担当した実績

## 4. 認定委員会

専門能力認定の要件となる項目の妥当性を検証すると共に、申請者の面接を実施し、合否判定を行う。